

資 料 提 供
令和3年1月13日

《令和2年12月9、10日資料提供続報》

和歌山県
自然環境室
松元・辻井 TEL073-441-2779

和歌山県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例に係る野鳥監視重点区域の解除について

和歌山市の死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザウイルスの簡易検査での陽性反応を受け、令和2年12月3日(木)に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視の強化をしてきたところですが、その後、当該区域内で野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和3年1月12日(火)24時に当該区域を解除しました。

1 経緯

- | | |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年12月3日(木) | ・和歌山市でオンドリ1羽の死亡個体を回収
・簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応
・環境省が回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化 |
| 12月9日(水) | ・鳥取大学が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)を検出 |
| 12月11日(金)
～12日(土) | ・環境省が野鳥緊急調査チームを派遣し、県と合同で野鳥緊急調査を実施 |
| 令和3年1月12日(火)
24時 | ・野鳥において異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除 ^{※1※2} |

※1 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として30日目の24時に解除することとしています。

- ・野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- ・家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- ・環境試料(糞便、水等)の場合は、採取日の次の日を1日目とする

※2 和歌山市死亡野鳥での発生を受けて指定した野鳥監視重点区域は、紀の川市家禽における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認を受けて指定した野鳥監視重点区域と一部重複するため、当該事例の防疫措置完了日(12月13日)の次の日を1日目として、30日目の24時に解除しました。

2 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、引き続き最高レベルとなる「対応レベル3」であるため、本県においても野鳥の監視強化を行います。